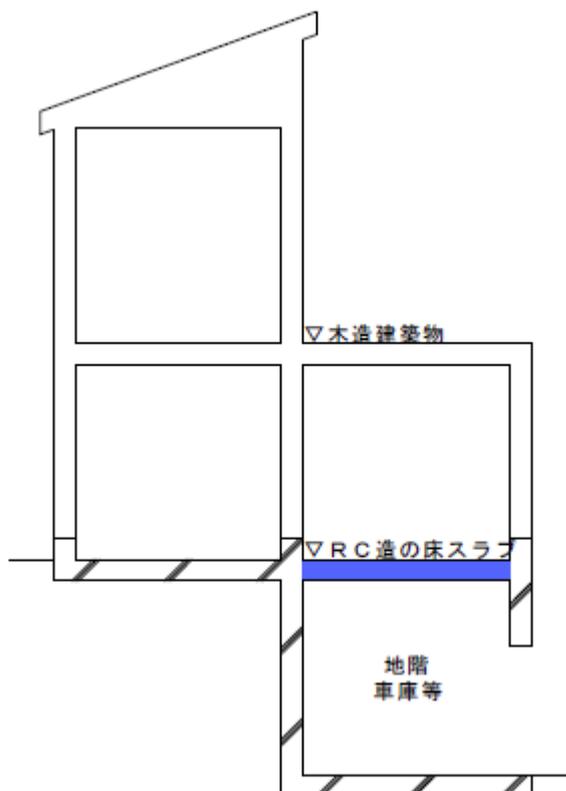


地階又は半地階に車庫等がある混用木造建築物の構造について

法第20条

地階又は半地階に車庫等がある**混用木造建築物**（＝木造と木造以外を併用した構造が異なる建築物：法第6条第1項第3号）の構造については、床面の剛性を確保するために、鉄筋コンクリート造（RC造）の床スラブを張り、主要構造部（柱・梁・壁・床）の平面構造は同一材種としてください。



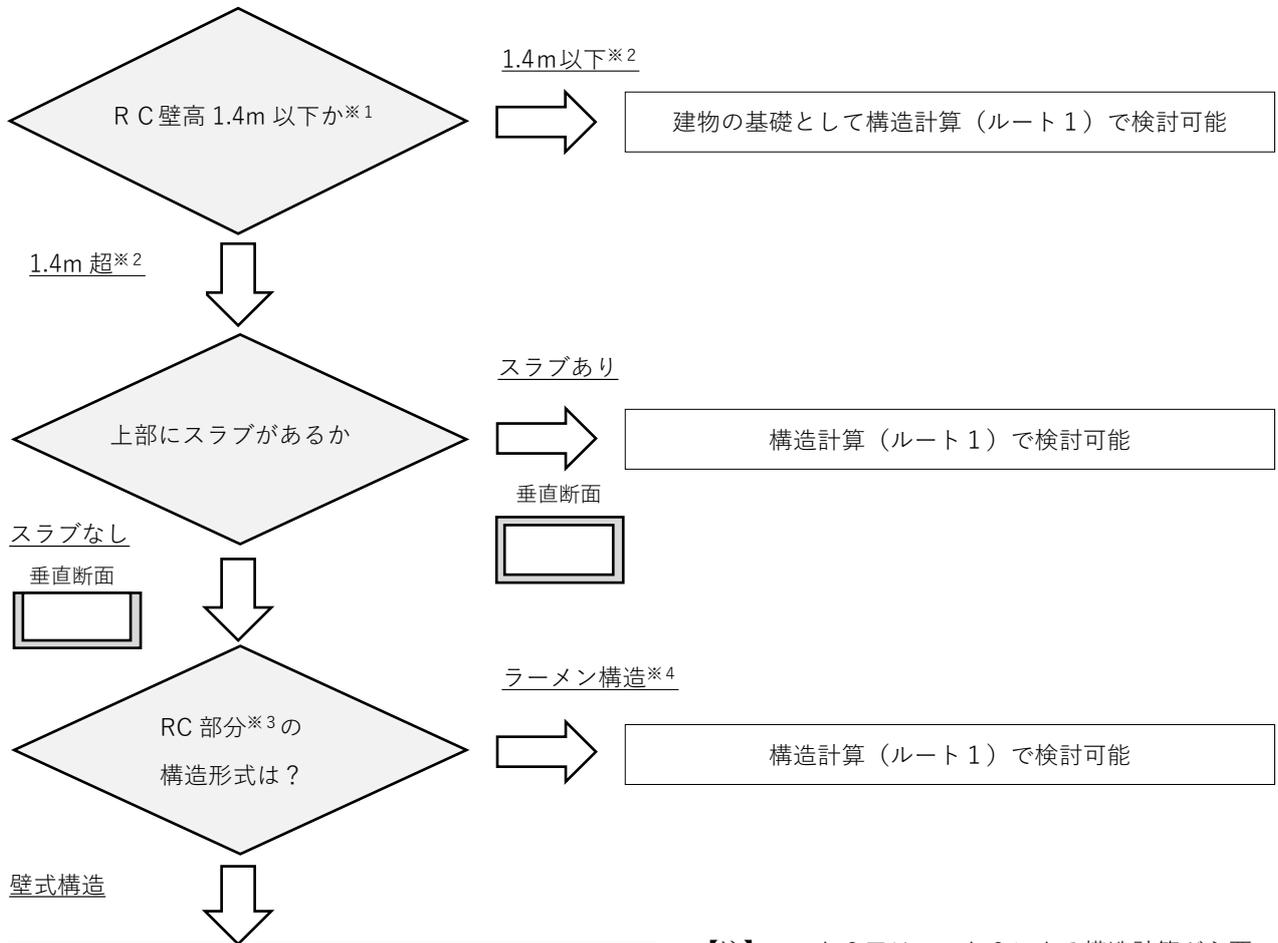
なお、上記の構造で使用上支障となる場合には、構造設計担当者は安全協会の構造担当者と事前協議を行ってください。

※別紙の構造計算判定フローをあわせてご確認下さい。

(平成22年10月12日)
(令和4年11月21日 改正)

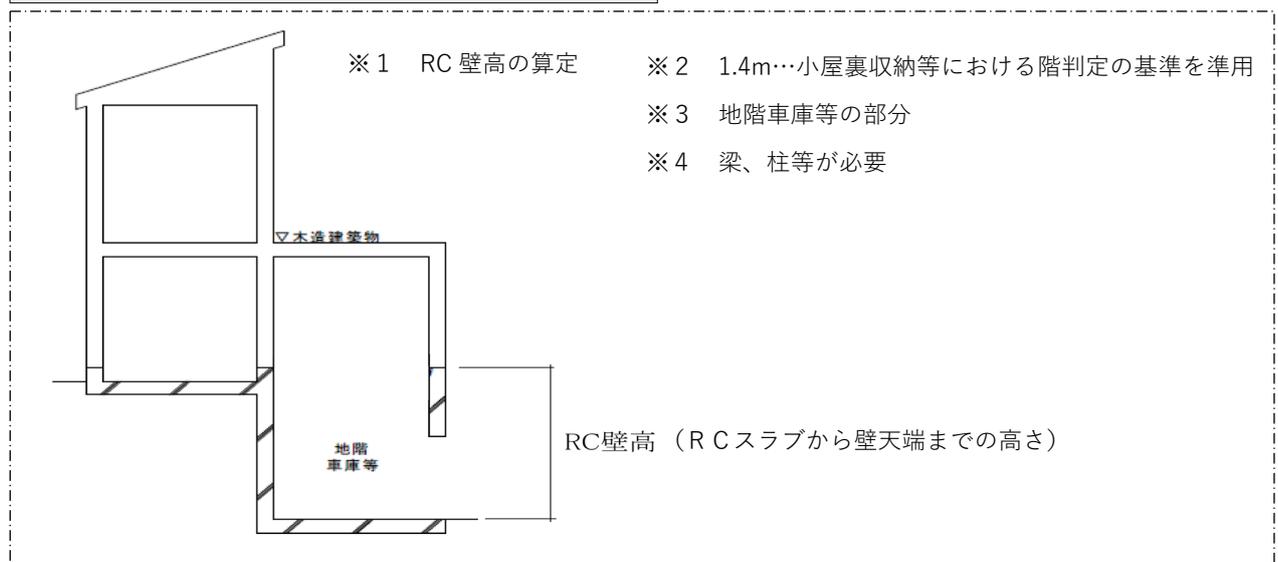
地階又は半地階に車庫等がある混用木造建築物の構造計算判定（フロー）

法第20条



申請前に当協会構造担当者にご相談をお願いします。

【注】ルート2又はルート3による構造計算が必要になる場合があります。



(令和4年11月21日)

--